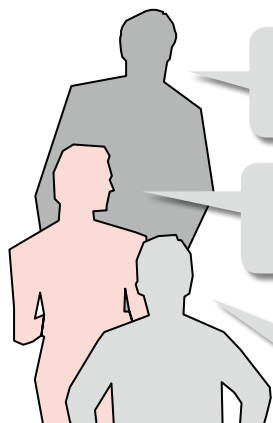


市税の滞納にご注意!

納期限を過ぎると財産差押えの可能性があります

問い合わせ／収税対策課徴収担当（内線2266～2268）



納期限を少しくらい過ぎても
差押えされないだろう

大した金額でもないし後で
まとめて納付すればいいだろう

住宅ローン、借入れなどがある
ので納税は後回しでいいだろう

ダメです!!
早急に納付して
ください



督促状

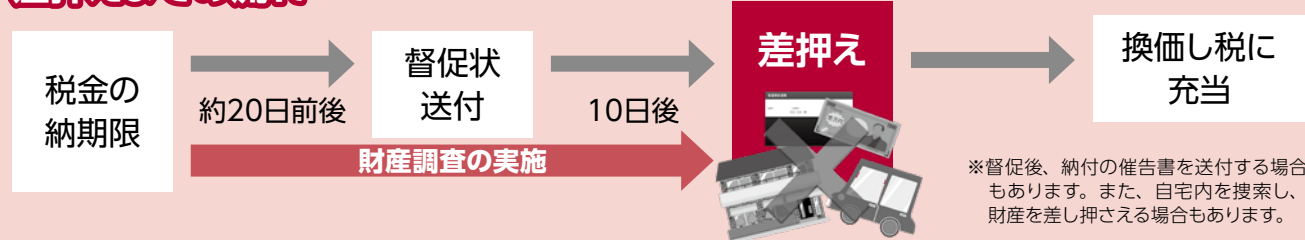


▲この手紙が届いたらすぐ納付を!

- 税金には納期限があり、金額にかかわらず期限を過ぎれば滞納になります。
- 滞納があると調査権による調査が可能となります（本人の承諾不要）。勤務先や取引先への調査となり社会的信用を失う可能性があります。
- 要件が整えば差押えの可能性があります。差押えの際、事前連絡等はしません。
- 期限を過ぎると、延滞金が加算されます（令和3年の延滞金の割合は年8.8%）。
- 税金はローンや借金などに優先されます。ローン等を優先し税金を納付しない場合は、納期内納税者との公平・公正の観点から、積極的に滞納処分を実施します。

差押えまでの流れ

督促発送の日から10日を経過した日までに完納しない場合、差押えしなくてはならないと法律に明記あり
※差押執行時期は個々の状況により異なります



| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 差押えの対象となる財産 | 給料・売掛金、預貯金、生命保険、不動産、自動車など |
| 令和2年度の差押え実績 | 差押件数 826件 換価金額 1億2千万円 ※本市の徴収率は県内でも上位 |

このようなことにならないように

早急な納付（完納）が困難な場合は、そのままにせず必ずご相談ください。完納に向けた納付のご相談に応じます（相談の際は、収支のわかる書類を用意してください）。

納税には便利で安心・確実な口座振替がおすすめです

問い合わせ／収税対策課管理担当（内線 2269・2260）

申込日から30日を経過した日以降に納期限が到来する分から引き落とししてきます。詳細は市HPをご覧ください。



スマートフォンアプリで市税が納付できます!

納付書に印字されたバーコードをスマートフォンのカメラ機能で読み取り、簡単に納付できます。

| | |
|----------|--|
| 納付できる税目 | ○市県民税(普通徴収) ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税 ○国民健康保険税(普通徴収) |
| 利用できるアプリ | ○モバイルレジ ○PayB ○LINE Pay ○PayPay |

